

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 29 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象
並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 5 月 29 日健感発 0529 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により本日改正されたところ、当該改正を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 2 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）についても別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本事務連絡による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。なお、既に軽症者等として宿泊療養又は自宅療養している者について、本事務連絡による改正前の取扱いに基づき検体採取等を行っている場合については、従前のとおり取り扱って差し支えないものとします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」
(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

新	旧
2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方 (2) 解除に関する考え方 ○ <u>発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。</u> <u>なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。</u> ○ <u>その際、解除されるまでの期間は、保健所（又は保健所が委託した者）が健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院することとする。</u> 以下 略	2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方 (2) 解除に関する考え方 ○ <u>原則として、退院基準と同様の基準により、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。</u> <u>※退院については、症状の軽快が確認されてから24時間後にPCR検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から24時間以後に再度検体採取を実施。2回連続でPCR検査での陰性が確認された場合に、退院可能となる。</u> ○ <u>ただし、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等にPCR検査を実施する体制をとることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じるおそれがある場合には、宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したときに、解除することができることとする。その際、当該14日間は、保健所（又は保健所が委託した者）が健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院することとする。</u> 以下 略